

正誤

令和四年九月三十日（号外第二百八号）公布文部科学省令第三十四号（大学設置基準等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一九二ページ改正後欄中終りから一四行目は次のとおり誤り。

ホクチ 〔略〕

リ イからチまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

二 前号トに掲げる事項については、重点的に認証評価を行うこととしていること。

三・四 〔略〕

同ページ改正前欄中終りから一四行目は次のとおり誤り。

ヘクリ 〔同上〕

又 イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

二 前号チに掲げる事項については、重点的に認証評価を行うこととしていること。

三・四 〔同上〕